

(様式第1号)

第4回 芦屋市障害者(児)福祉計画及び芦屋市障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成26年10月22日(水) 14:30~16:30
場 所	消防庁舎3階多目的ホール
出 席 者	委員長 木下 隆志 副委員長 堺 敦 委 員 天津 一郎 朝倉 己作 木村 嘉孝 島 サヨミ 岡本 直子 加納 多恵子 丸谷 美也子 福田 晶子 岡本 佳保里 寺本 慎児 欠 席 長澤 豊 遠藤 哲也 オブザーバー 有野 和枝 事務局 障害福祉課 鳥越 雅也 川口 弥良 西川 隆士 吉川 里香 知花 俊憲 地域福祉課 長岡 良徳 細井 洋海 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 仙田 嘉博 善積 康子
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	1 人

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で14人中12人の委員の出席により成立

(2) 委員長挨拶

(3) 議事

①芦屋市第4期福祉計画中間まとめについて

②その他

(4) 閉会

2 提出資料

芦屋市第4期障害福祉計画〈中間報告〉

3 審議経過

(1) 芦屋市第4期障害福祉計画中間まとめについて

事務局より「芦屋市第4期障害福祉計画中間まとめについて」説明

(岡本(直)委員)

10 ページの施設入所者の地域生活への移行に関し、前期計画の進捗状況で記載のある「入所者数そのものの減員として15人」の説明の中で、地域移行とは別の理由で減っているということですが、別の理由とは何ですか。

(事務局)

長期入院のために施設を離れたり、亡くなられたりしたことが別の理由となります。

(加納委員)

一般就労という言葉が何度も出てきますが、一般就労以外にあるのですか。また、一般就労とは、どのようなものを言うのでしょうか。

(事務局)

障がいのある人の就労の形態には、一般就労と福祉的就労の2種類があります。一般就労とは、一般企業等で雇用関係に基づき働くこと、一方、福祉的就労とは、就労継続支援A型、B型のほか、一般企業が特例子会社を設立し、障がい者を雇用するものもあります。

(加納委員)

就労継続支援A型、B型の事業所は、芦屋市にはどれくらいあるのですか。

(事務局)

就労継続支援A型事業所が2か所、B型事業所が3か所です。

就労サービスには、就労移行支援事業と就労継続支援事業があります。就労移行支援事業は、一般企業での実習やパソコン入力など、実践に近い形で行っているところが多く、本人と事業所との契約によって、サービスを利用することができます。

就労継続支援事業には、A型とB型とがあります。A型は雇用契約が必要ですが、B型は雇用契約は不要で、ものづくりによる収益の中から工賃として支払いを受けます。B型は就労かつ日中の居場所的な要素が含まれます。

(加納委員)

A型もB型も必要ということですね。

(事務局)

その通りです。

(朝倉委員)

芦屋市は、地価が高いために新しいグループホームなどを作りにくいという事情がありますが、地域間の単価の是正はないのですか。

(事務局)

県下で特級地や特甲地に対し、単価に倍数を掛けるなど行っています。

(朝倉委員)

4ページの成年後見制度利用支援事業は、市の制度で申請した人の実績ですが、これ以外に成年後見制度を利用している人数は把握されていますか。

(事務局)

市の制度を利用していない方以外の把握はできません。

(朝倉委員)

成年後見制度を広げる上でネックになっているのは、親が後見人になって亡くなった場合、後見人がいなくなることです。複数人、若しくは法人で受け皿になってもらえれば、この制度をもっと幅広く勧めることができます。

(木村委員)

成年後見制度は、身体障害者手帳のみ所持している場合は、申請できないのですか。

(木下委員長)

判断能力がある場合は、申請できません。

(木村委員)

移動支援は、日中一時支援と組み合わせて考えたいということでしたが、日中一時支援は日中に預かるサービスで、移動支援はA地点からB地点への移動を支援するサービスですが、具体的には、どのようなイメージですか。

(事務局)

元々移動支援というのは、ドア・ツー・ドアでの利用ですが、長時間の余暇活動で利用する人も増えています。1人で行う余暇活動も尊重すべきですが、日中の居場所がないために移動支援を使いたいという人に対して、日中一時支援として、地域活動支援センターや就労先などを紹介して、ニーズに合えば利用していただくことを考えています。

(木村委員)

施設や学校、自宅から日中一時支援の場所に行くまでの移動支援がなければ、利用は難しいため、それも合わせて一緒に考えていただきたいと思います。

(事務局)

自立支援協議会の部会の中で、事業所間の移動についても議題として上がっているため、検討したいと思っています。

(島委員)

20～21 ページの地域移行支援、地域定着支援のところですが、サービス見込量の算出のベースとなる平成 25 年度までの実績はどのようになっていますか。

(事務局)

2 ページ「障がい福祉サービスの実績値・計画値の比較」の中に、地域移行支援と地域定着支援の実績値及び見込値を掲載しており、これに基づいて、20～21 ページの見込量を算出しています。

(島委員)

地域移行支援について、平成 25 年度と平成 26 年度に関して、施設や病院などの内訳は把握できていますか。

(事務局)

平成 25 年度は病院からの地域移行、平成 26 年度は見込みを含めた数値となっていますが、実績としては施設からの地域移行が 1 人です。

(島委員)

地域定着支援は地域移行支援と共に非常に大事で、グループホームなど特に受け皿が重要になると思います。

障がいのある人やその家族がいつも心細く思っているのは、緊急時のことです。精神障がいのある人にトラブルが起きやすいのは、夜間です。21 ページの地域定着支援の内容に「緊急時の訪問など」と書いてありますが、どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

(事務局)

11 ページに地域生活支援拠点整備について記載しており、国から、大きな流れとして、地域での障がいのある人の緊急時の受入れや対応も含めた体制づくりを考えることが示されていますが、まだ具体的なものは示されていません。今後、国から示されるものの中で、市として平成 29 年度末までに、対応していかなければならないと思っています。

(朝倉委員)

先日の育成会の 7 市 1 町の研修会において、障がい者、高齢者、虐待すべての相談を受ける 24 時間安心コールを新潟県上越市で実施していることが紹介されました。国もこのような良い事例を把握しており、それを受けて、各県や市町村に示してくると思います。

(堺副委員長)

グループホームについては、グループホームを地域移行の拠点にしていること自体が問題だと思います。

住み慣れた場所で市民が協力体制を組み、役割分担する制度が必要であり、「グループホームを作れば安心」という意識を進めていては、間違った方向に進んでしまうと懸念しています。

(有野オブザーバー)

11 ページに入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する目標値について直接定めず、県の目標値達成に向け連携を進めていくとありますが、県の策定方針としては、「市町レベルで目標設定しても問題ない」となっていますので、できれば市として、もう少し主体的な文章にしていただければと思います。

(事務局)

県へは、ここ3年間での芦屋市における退院予定人数について確認しましたが、地域別には定めていないため、特に市に提供できるものはないということでした。我々としてもサービスの設定に関わることなので、退院者がでてきた際に、具体的な相談をさせていただくことになると思います。

(有野オブザーバー)

現在、市から委託されている基幹相談支援センターなども積極的に精神科病院に出向き、退院促進に向けて努めておられ、病院も努力されると思いますので、今後退院する人は、今まで以上に増えると思います。今までの実績が少ないからと言って、地域定着支援の見込みは、少なく見積もり過ぎではないかと思います。

(事務局)

21 ページの地域定着支援の見込量が少ないというご指摘ですが、このサービスは、相談支援事業などの他のサービスと重複している部分が多く、利用者は少ないのが現状です。地域生活支援拠点ができれば、もっと地域定着という意味で普及するのではないかと考えています。

(堺副委員長)

病院と地域生活の環境はまったく異なるにもかかわらず、そこがうまく配慮できないために、退院しても在宅での生活が難しくなり、また病院に戻ることになるという例が、芦屋市でも大変多いです。地域移行の手立てが遅れており、もう少し予防に意を注ぐことが、今後の政策の課題です。

(丸谷委員)

基幹相談支援センターで地域移行や定着の普及、啓発として、市外の病院に出向いているところです。病院により差はありますが、地域移行促進に力を入れておられる印象をもちました。今後、地域移行を進めるに当たり、顔の見える関係を作っていきたいと思っています。

(木下委員長)

ヘルパーの確保の見込みはいかがですか。

(福田委員)

ヘルパーの確保は難しいと言われていています。障がいにより特性があり、事業所に来てから人材の育成が始まります。県などの研修などもありますが、ヘルパー自ら積極的に研修に参加しようという人が少ないと思います。事業所としても課題であるため、ヘルパーの養成や確保について、ぜひ進めていただきたいと思っています。

(岡本(佳)委員)

20 ページの地域移行支援についてですが、ピアサポーターは育成していないのですか。

(木下委員長)

西宮市など現在地域移行支援に該当する事業所があるところでは行っていますが、芦屋市は対象ではないため、現在行っていません。

(寺本委員)

高齢者でも地域移行が謳われており、介護保険サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護という、定期的な訪問に加え、緊急時にも対応してくれるサービスがありますが、現在は芦屋市には1か所もありません。この事業は、モデル事業として全国展開しており、事業者にとっては、夜間にヘルパーが自転車やバイクに乗って駆け付けることになり安全面も気になるということで、なかなか参入するところがないという状況が続いていました。しかし、今年度末には芦屋市に1か所整備されるため、それが1つの例になるのではないかと思います。

モデル事業を行っているところによると、利用者が当初は心配なため、コールセンターに電話してきますが、それは最初の頃のみで、利用者が事業者とつながっているという安心感をもつことで、出動するほどの連絡はあまりなくなるということです。

高齢者でも障がいのある人でも24時間の安心が必要だと思うため、介護保険サービスではありますが、芦屋市の実績を積むことで、モデルになるのではないかと思います。来年度にはある程度実績が出てくるため、それも踏まえて、検討していきたいと思っています。

(木村委員)

14 ページの生活介護は、見込量が毎年1人ずつしか増えていませんが、高校卒業後に就労移行や就労継続を利用される方もある中で、見込量が少ないと思いますが、いかがですか。

(事務局)

確かに少ないと感じる部分もありますが、就労で実績を積む中で就労継続支援B型に移行するなどを勘案してこの数値としています。

(堺副委員長)

国は、今後5年間の計画の中で、高齢者、障がいのある人、子どもも含め全体を見てプランニングすることとしているため、行政は横の連絡会をもっと強化していただきたいと思います。芦屋市が住みやすいまちに一步も二歩も進めるよう、行政の連携を期待しています。

(木下委員長)

最近、縦横連携がよく言われており、子どもから高齢者まで途切れのない支援が必要になってくるため、今後の課題として検討いただきたいと思います。

(事務局)

第6次中期計画及び第4期障害福祉画をご審議いただきましたので、最終内容の確認は、委員長と、副委員長、事務局の預かりとさせていただくことをご了承いただけますか。

(各委員)

了承。

(2) その他

事務局より「今後のスケジュール」について説明

(木下委員長)

これで委員会を終了します。ありがとうございました。

以 上